

広島県水道広域連合企業団が行う物品及び役務を調達するための一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日以降に広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）が行う物品及び役務（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を除く。）を調達するための一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

2 随意契約の取扱い

水道企業団は、物品及び役務の発注を随意契約によって行う場合においても、原則として、競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の中からその相手方を選定する。